

## 岡山大学学会賞受賞者表彰内規

〔平成21年 7月 1日〕  
学 長 裁 定

改正 平成23年2月10日  
改正 令和 6年5月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）第57条第2項及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）第49条の規定に基づき、学会が制定する賞を受賞した学生（学則第44条から第49条まで及び大学院学則第40条から第45条までに規定する学生を除く。）を顕彰することを目的とする岡山大学学会賞受賞者表彰（以下「学会賞受賞者表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 申請は、自薦又は他薦とし、学会が制定する賞を受賞の都度、別紙様式により、学長あてに申請するものとする。ただし、受賞の日から6月を経過した申請は、原則として、受理しない。

2 学会以外の団体の制定する賞は、申請の対象外とする。ただし、学長が特別に認めた場合は、申請することができる。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、学長が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、学長名で表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年度、原則として、年度末に行う。

(事務)

第6条 学会賞受賞者表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、学会賞受賞者表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年5月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。